

この細則は改定され古くなっています。

○東京工業大学学術国際情報センター計算機システム利用細則

〔平成19年6月28日〕
細則第3号

改正 平20細6, 平21細3, 平21細9, 平22細11, 平22細12, 平22細17, 平23細1
平23細12, 平25細2, 平26細4

(趣旨)

第1条 この細則は、東京工業大学学術国際情報センター計算機システム運用規程(平成19年規程第8号)第5条の規定に基づき、東京工業大学学術国際情報センター(以下「センター」という。)の計算機システムの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「センター長」とは、学術国際情報センター長をいう。

2 この細則において「計算機システム」とは、センターが管理するスーパーコンピュータシステム及び教育用電子計算機システムをいう。

(利用目的)

第3条 計算機システムは、次に掲げる目的に利用することができる。

- 一 学術研究等に関すること。
- 二 情報処理教育等に関すること。
- 三 事務処理に関すること。
- 四 共同利用に関すること。
- 五 社会貢献に関すること。
- 六 その他センター長が必要と認める業務に関すること。

(利用資格)

第4条 計算機システムを前条第1号の目的に利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 東工大ICカード(職員証及び学生証に限る。)が交付されている者
- 二 東京工業大学(以下「本学」という。)との間に計算機システム利用に関する大学間協定を締結している国内の大学の教員及び学生等
- 三 本学教員と科学研究費補助金その他の公的競争的資金制度による公式な共同研究関係にある研究グループの構成員
- 四 本学と共同研究契約を締結し、センター共同利用専門委員会で承認された者
- 五 本学と国際交流協定に基づく国際共同研究契約を締結し、センターグローバル情報資源活用協働専門委員会で承認された者
- 六 センター共同利用専門委員会で承認された者
- 七 その他センター長が認めた者

2 計算機システムを前条第2号の目的に利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 東工大 I C カード（学生証に限る。）が交付されている者
 - 二 本学の授業を担当する教員（特定有期雇用教員，客員講座等講師及び非常勤講師等を含む。）及びティーチング・アシスタント
 - 三 その他センター長が認めた者
- 3 計算機システムを前条第 3 号の目的に利用することができる者は，本学の事務局の所掌とされている事務処理のために利用する者とする。
- 4 計算機システムを前条第 4 号の目的に利用することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。
- 一 「先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業」制度に基づき，センター共同利用専門委員会で承認された者
 - 二 その他センター長が共同利用のための利用と認めた者
- 5 計算機システムを前条第 5 号の目的に利用することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。
- 一 センター共同利用専門委員会で承認された者
 - 二 その他センター長が認めた者
（利用時間等）

第 5 条 計算機システムに係る本学施設の利用時間は，センター長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず，計算機システム若しくはその周辺機器等に障害が発生した場合又は保守作業を行う場合は，利用を中止し，又は停止することがある。
（利用申請）

第 6 条 計算機システムを利用しようとする者は，所定の利用申請手続きにより，センター長の承認を得なければならない。
（アカウントの付与）

第 7 条 センター長は，前条による申請に基づき利用を承認したときは，アカウントを付与する。
（アカウント有効期間）

第 8 条 前条のアカウントの有効期間は，次の各号に掲げる利用者の区分に応じ，当該各号に定める期間とする。

- 一 第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号に定める利用者 東工大 I C カードの有効期間
- 二 前号以外の利用者 利用申請に基づきセンター長が認めた期間

- 2 アカウントの有効期間が満了し，引き続き計算機システムの利用を希望するときは，第 6 条の規定に準じ所定の利用申請手続きにより，センター長の承認を得なければならない。

（利用者の遵守事項）

第 9 条 利用者は，計算機システムの利用に当たって，国立大学法人東京工業大学情報倫理規則（平成 17 年規則第 31 号），国立大学法人東京工業大学情報セキュリティ規則（平成 17 年規則第 32 号），国立大学法人東京工業大学情報セキュリティポリシー（平成 17 年 4 月 8 日決定）その他学内関係規定等を遵守しなければならない。

- 2 利用者は，第 6 条に定める利用申請の内容以外にアカウントを使用し，又は第

三者に使用させてはならない。

3 利用者は、アカウントの有効期間中に利用申請の内容に変更があったときは、速やかに所定の手続きにより、センター長の承認を得なければならない。

4 利用者は、アカウントの有効期間中に利用を中止しようとするときは、速やかに所定の手続きにより、センター長に届け出なければならない。

(利用の停止等の措置)

第10条 センター長は、利用者がこの細則に違反し、又は計算機システムの管理若しくは運用に重大な支障を生じさせたときは、当該利用者に対し一定期間計算機システムの利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(報告書等の提出)

第11条 センター長は、必要に応じて利用者に計算機システム利用に係る事項について報告を求めることができるものとする。

(利用者の協力等)

第12条 利用者は、計算機システムの運用に関し行うセンター長の要請に協力するものとする。

2 利用者は、計算機システムを利用して得た研究成果を学術論文等により公表するときは、可能な範囲で計算機システムを利用した旨を明記するものとする。

(利用課金)

第13条 利用者のうち、スーパーコンピュータシステムの有料サービスの利用を希望する者は、別表に定める利用課金を支払うものとする。ただし、第4条第2項及び第3項に規定する者が利用する場合並びにセンター長が特に認めた場合は、利用課金を減額又は免除することができる。

2 一度納付した利用課金は、返還しないものとする。ただし、本学の責により利用を中止し、又は停止したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、センター並びに計算機システムの施設及び備品等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの細則及び許可条件に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(事務)

第15条 計算機システムの利用に関する事務は、研究推進部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、計算機システムの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平20.7.18細6)

この細則は、平成20年7月18日から施行し、改正後の東京工業大学学術国際情報センター計算機システム利用細則の規定は、平成20年7月1日から適用する。ただし、改正後の第4条第4号及び第5号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平21. 3. 19細 3）

この細則は，平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平21. 6. 19細 9）

この細則は，平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平22. 7. 1 細11）

この細則は，平成22年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平22. 9. 21細12）

この細則は，平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平22. 11. 4 細17）

この細則は，平成22年11月 4 日から施行し，改正後の東京工業大学学術国際情報センター計算機システム利用細則の規定は，平成22年11月 1 日から適用する。

附 則（平23. 2. 10細 1）

この細則は，平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平23. 7. 21細12）

この細則は，平成23年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平25. 3. 22細 2）

この細則は，平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平26. 3. 6 細 4）

この細則は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表（第13条関係）スーパーコンピュータ利用課金表

利用資格（第4条関係）	定額利用オプション ^{*1}	従量利用オプション ^{*2} ／グループディスク ^{*3}	
	1ユニット当りの課金単価	1口当りの課金単価	1口当りのTSUBAMEポイント
第4条第1項第1号	6,000円	6,000円	600
第4条第1項第2号			
第4条第1項第5号			
第4条第1項第3号	24,000円	24,000円	600
第4条第1項第4号	利用不可		
第4条第1項第6号			
第4条第1項第7号			
第4条第4項（成果公開）			
第4条第5項（成果公開）			
第4条第4項（成果非公開）			
第4条第5項（成果非公開）	480,000円（税別）	3,000	

ユニット／ポイントの有効期限	定額利用オプション	従量利用オプション	グループディスク
	ユニットが割り当てられている月内有効	年度内有効	指定月内有効

※1 定額利用オプション

下記の計算式によるジョブの使用量の合計が、購入しているユニット数を超えない範囲でジョブの同時実行を可能とする。（ユニットが割り当てられている月内であれば何度でも実行可能）

月の途中で利用開始した場合でも日割りの課金とはならない。

$$\text{ジョブの使用量} = \frac{\text{利用CPUコア（スレッド）数} \times \text{係数1} \times \text{係数2} \times \text{係数3}}{64}$$

64

※2 従量利用オプション

下記の計算式によるジョブ毎の使用ポイント及びグループディスクの使用ポイントの累計が、購入しているTSUBAMEポイントに達するまで利用可能とする。

ジョブ毎の使用ポイント

$$= \frac{\text{利用ノード数} \times \text{ジョブのwalltime（秒）} \times \text{係数1} \times \text{係数2} \times \text{係数3}}{3,600}$$

3,600秒

※3 グループディスク

1 TB/月当り 30 TSUBAMEポイント

利用可能枠（クォータ）を1 TB単位かつ月単位でTSUBAMEポイントで購入する。
月の途中で利用開始した場合でも日割りの課金とはならない。

※4 係数表

バッチ キュー	係数1：バッチ キュー毎の係数	係数2：優先度			係数3：実行可能時間の指定 ^(注)			
		標準 (default)	中	高	≥1時間 (default)	1時 間< ≥1日	1日< ≥2日	2日< ≥4日
(定額利用オプション)								
V	1.00	1.00	2.00	4.00	1.00	1.00	2.00	4.00
Vw	1.00	1.00	2.00	4.00	1.00	1.00	2.00	4.00
Sw	1.00	1.00	2.00	4.00	1.00	1.00	2.00	4.00
(従量利用オプション)								
S	1.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
S96	1.20	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
L128	2.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
L128F	2.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
L256	4.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
L512	8.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
G	0.50	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
X	1.00	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
U	0.70	1.00	2.00	4.00	0.90	1.00	2.00	4.00
H	1 スロット ^{**} 1 ノード当り30 TSUBAMEポイント 早期予約（8～14日前）は1 スロット1 ノード当り60 TSUBAMEポイント ただし、利用資格が第4条第4項第1号に該当する利用者は、予約時期に関わらず一律で、1 スロット1 ノード当り60 TSUBAMEポイント							

(注) 実際の利用時間に係わらず、指定した利用可能時間によって係数が掛かります。

※5 スロット

予約期間の最小単位。1 スロットは朝10:00～翌日の朝9:00までの23時間。